

労審発第 1677 号

令和 7 年 3 月 31 日

厚生労働大臣

福岡 資麿 殿

労働政策審議会

会長 清家 篤



令和 7 年 3 月 27 日付け厚生労働省発職 0327 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」については、本審議会は、下記のとおり答申する。

記

別紙「記」のとおり。

令和7年3月31日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働政策審議会 職業安定分科会

分科会長 山川 隆一

「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案」について

令和7年3月27日付け厚生労働省発職 0327 第1号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案はおおむね妥当と認める。

令和 7 年 3 月 28 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働政策審議会 雇用環境・均等分科会

分科会長 奥宮 京子

「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

令和 7 年 3 月 27 日付け厚生労働省発職 0327 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案はおおむね妥当と認める。

令和 7 年 3 月 27 日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

労働政策審議会 人材開発分科会

分科会長 武石 恵美子

「雇用保険法施行規則等の一部を改正する省令案要綱」について

令和 7 年 3 月 27 日付け厚生労働省発職 0327 第 1 号をもって労働政策審議会に諮問のあった標記については、本分科会は、下記のとおり報告する。

記

厚生労働省案は、妥当と認める。